

期末監事監査報告書

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター

理事長 鬼丸 昌也 殿

2026年 5 月 28 日

特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター

監事

森 玲子



監事

上野 史久



私たちは、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人国際協力 NGO センターの 2025年度（2025年 4 月 1 日から 2026年 3 月 31 日まで）の業務及び会計の状況について監査を実施いたしました。

業務監査については、理事会に出席し、理事及び事務局から業務の報告を聴収し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務の妥当性を検証しました。

会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、活動報告書、貸借対照表、財産目録の正確性を検証しました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては、法令及び定款に違反する重大な事実はなく2025年度の特定非営利活動法人国際協力 NGO センターの会計の状況は、NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

ただし、以下の各項目について、問題点の調査・報告及び改善が必要と判断しましたので、監事の意見を表明します。

【業務監査】

1. 予備監事監査（2026年2月実施）における指摘事項の進捗状況
 - a. 規程類の整理については、随時更新しているものの、重複や整合性についての整理、統合等は引き続き取り組むべき課題である。
 - b. 相談事例の共有については、他機関と協働したワークショップ等で発信する機会があったとのこと。JANICに寄せられる相談とその対応については、ネットワーク外のNPO・NGOにとっても参考になる情報であるため、引き続き発信の機会の創出を期待したい。
2. 業務効率化
2025年度より新たなシステム導入等に取り組んでおり、スタッフ・関係者で情報共有ができ議論がしやすくなるなどの効果がみられた点について評価したい。それらの成果についても会員団体等と共有できると良い。
3. 定款記載事業
NPO法人は定款に掲載している事業を実施する。そのため、事業報告書や会計書類等における「事業」の記載も定款の記載に合致させることが求められる。会計書類等においては、事業報告書、活動計算書（事業収益）、事業別損益の記載内容を統一し、事業別損益の状況を「計算書類の注記」に入れ、注記内にも事業別損益の状況を記載することを提案する。記載および算出方法が統一されることで会計書類等の正確性および透明性の増強が期待される。また、定款の記載と組織の活動実態の整合性が増すことも期待したい。
4. 事務局体制について
 - a. 理事会等で団体の歴史と役割に基づいた活発な議論がされている点については引き続き評価したい。一方、法人運営を支える中核部門の職員が少数であり業務過多の状況が見られる。業務委託等、専門的な知見を持つ人財による組織への貢献が見られるものの、経営再建の推進にあたり、雇用職員採用とその継続については引き続きの課題であり急務である。
 - b. 複数の事業者やフリーランスへの委託等によるサポートを活用しているところだが、各種法令遵守に引き続き留意されたい。契約や依頼業務内容の確認を理事を含めた複数の目でできるように期待したい。

【会計監査】

1. リスクコントロールマトリックス (RCM) の作成
2月の予備監査において、リスクの定義および評価（定量化）の必要性を指摘したが、現時点で具体的な進捗が見られない。
本会においては、業務プロセスにおけるリスクとそれに対応する統制活動（誰が、何を、いかなる基準で承認するか）の紐付けが不明確であり、特定個人への権限集中が内部統制上の懸念点となっている。
適正な職務分離を担保し、組織的なチェック機能を機能させるためにも、早期にRCMを作成し、承認プロセスの妥当性を客観的に検証可能な状態に整備することを期待する。
2. freee アクセス権限の管理
2月の予備監査において、権限付与時の制御に限定されていたアクセスコントロールに対し、権限の不正変更や不適切な利用を事後的に検知する仕組みの欠如を指摘した。これに対し、本年度より「月次での定期的

な権限チェック」が導入された旨の報告を受けた。当該施策は、低コストで高い抑止効果および検知効果を期待できる極めて重要な統制活動である。迅速に改善が図られたことを評価するとともに、今後はチェックの証跡（エビデンス）を適切に保存し、形骸化させない運用を継続することを求める。

3. 発見統制

現状の会計体制は仕訳内容の正確性確認が主眼となっており、権限集中に伴う不正リスクへの対応が不十分であった。そのため、予備監査において「発見統制（事後検証による異常検知）」の仕組み構築を提言した。

freee会計の機能を活用し、夜間や休日等のイレギュラーな時間帯における入力仕訳の抽出・確認など、一部で具体的な対応が開始されており、改善の進展が認められる。引き続き、特定の担当者に依存しない客観的な検証プロセスを定着させることで、ガバナンスの更なる強化を期待する。

4. 会計処理の課題と対応策

予備監事監査において、会計知識を持たないスタッフによる仕訳申請（勘定科目・部門選択）において、入力ルール、マニュアル不足による入力誤謬に伴う修正工数の増大およびその入力不明なスタッフが曖昧に選択を行って申請を行う環境について指摘した。監事の指摘を受け、マッピング表（入力ガイドライン）の整備や、判断に迷う項目を一時的に集約する「特別勘定」の設定検討など、組織的な対応が進められている。これらの標準化（マニュアル化）は、入力精度の向上のみならず、属人化の排除にも寄与するものであるため、早期の運用確立を求める。

5. 2026年7月以降の会計経理体制

来期、経理部の管理職が不在となり、専任とは言わないまでも、事務局長が直接担当することが想定され望ましい組織体制とは言えない。顕在化しているバックアッププランがないことや、承認体制が脆弱化することが喫緊の課題となることを懸念する。

仕訳のチェック者が新任に変わる場合、これまでの管理者であれば対応できていた、取引の背景や事業上の必要性（網羅性や妥当性）などのチェックが困難となることも想定される。

それに対して、どのような統制を行うか、マニュアルを整備するのか、事務局長が対応するのかなどの整理を行うことができるか、承認フローの実態が見える化できるかを必要と考える。

以上の通り報告いたします。